#### 地下浸透基準の設定について

#### ■有害物質の地下浸透基準の設定方法について

有害物質の地下浸透基準は以下のいずれかにより設定されている(別紙参照)。

- ・環境基準の1/10
- ・検定方法の定量下限

地下浸透基準値が環境基準値の1/10より高くなっている項目についても、公定法(JIS工場 排水試験法)の定量下限を浸透基準としている。また、複数の検定方法が規定されている場合は、 最も定量下限値の高いものが地下浸透基準値として採用されている。

# 浸透基準が環境基準の 1/10 になっている項目

項目	制定の時期	環境基準	浸透基準	設 定 方 法
		(mg/L)		鼓 足 力 法 
カドミウム	平成元年	0.003	0.001	
ジクロロメタン	平成5年	0.02	0.002	環境基準の 1/10 に設定(※)
四塩化炭素	平成5年	0.002	0.0002	環境基準の 1/10 に設定(※)
塩化ビニルモノマー	平成 24 年	0.002	0.0002	地下水環境基準告示1)付表の定量下限値による
1,2-ジクロロエタン	平成5年	0.004	0.0004	環境基準の 1/10 に設定(※)
1,2-ジクロロエチレン	平成5年	0.04	0.004	環境基準の 1/10 に設定(※)
1,1,2-トリクロロエタン	平成5年	0.006	0.0006	環境基準の 1/10 に設定(※)
1,3-ジクロロプロペン	平成5年	0.002	0.0002	環境基準の 1/10 に設定(※)
チウラム	平成5年	0.006	0.0006	環境基準の 1/10 に設定(※)
シマジン	平成5年	0.003	0.0003	環境基準の 1/10 に設定(※)
チオベンカルブ	平成5年	0.02	0.002	環境基準の 1/10 に設定(※)
ベンゼン	平成5年	0.01	0.001	環境基準の 1/10 に設定(※)
1,4-ジオキサン	平成 24 年	0.05	0.005	環境基準告示2)付表 7 の定量下限値による

※公定法は 1/10 以下まで測定可能

## 浸透基準が環境基準の 1/10 より低い項目

T 日	制定の時期・	環境基準	浸透基準	設 定 方 法	
項目		(mg/	L)	故 足 力 法	
1,1-ジ	クロロエチレン	平成 5 年	0.1	0.002	旧環境基準(0.02mg/L)の 1/10 に設定
1,1,1-	-リクロロエタン	平成 5 年	1	0.0005	公定法の定量下限値による
トリク	'ロロエチレン	平成元年	0.03	0.002	公定法の定量下限値による
テトラ・	クロロエチレン	平成元年	0.01	0.0005	公定法の定量下限値による
硝酸性	アンモニア性窒素			0.7	
窒素及び	亜硝酸性窒素	平成 20 年	10	0.2	公定法の定量下限値による
亜硝酸性		十八 20 平	10	0.2	五た仏のた皇下版画にある
窒素	硝酸性窒素			0.2	

## 浸透基準が環境基準の 1/10 より高い項目

項目	制定の時期	環境基準	浸透基準	設 定 方 法
		(mg/	′L)	設 足 刀 法
鉛	平成元年	0.01	0.005	公定法の定量下限値による
六価クロム	平成元年	0.05	0.04	公定法の定量下限値による
砒素	平成元年	0.01	0.005	公定法の定量下限値による
総水銀	平成元年	0.0005	0.0005	公定法の定量下限値による
セレン	平成 5 年	0.01	0.002	公定法の定量下限値による

ふっ素	平成 20 年	0.8 0.2	2公定法の定量下限値による
ほう素	平成 20 年	1 0.2	公定法の定量下限値による

## 環境基準が「検出されないこと」となっている項目

項目	制定の時期	環境基準	浸透基準	設 定 方 法	
項目		(mg/	′L)	<b></b>	
全シアン	平成元年	検出されないこと	0.1	環境基準の定量下限値が0.1mg/Lとなってお	
主ノテン	十八九十			り、これに合わせたもの	
有機燐	平成元年	_	0.1	排水基準告示3)付表1の定量下限値による	
				(環境基準は平成5年に削除されたが、それ	
				以前は「検出されないこと(定量下限:	
				0.1mg/L) 」であった)	
アルキル水銀	平成元年	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表2の定量下限値による	
PCB	平成元年	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表3の定量下限値による	

- 1): 地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平成9年告示第10号)
- 2): 水質汚濁に係る環境基準について (昭和46年告示第59号)
- 3): 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法 (昭和 49 年告示第 64 号)